

「嗜好性調査」業務  
（「4. 海外リーガル調査事業」（2）海外市場調査）

1 目的

農産物の輸出拡大と育成者権強化に向け、果実類等の輸出と海外におけるライセンス生産を組み合わせたグローバルな通年供給体制の構築や、無断栽培防止とロイヤリティ確保のビジネスモデル、ブランド戦略とライセンス戦略の検討・樹立等を実現するために、育成者権管理機関事業実施協議会が設置された（農研機構（代表機関）、（公社）農林水産・食品産業技術振興協会、全農等9機関より構成）。同協議会では、支援事業を活用して海外においてライセンス生産を行うために必要な海外の法律、市場等の調査を実施しているが、ライセンスを検討するに当たっては、日本産果実の外国人の嗜好性を把握することが重要となる。一方で、欧州、米国においては日本からの果実の輸出について、品目によっては栽培地の検査、園地の登録、残留農薬基準値等の問題があり、実質的に日本からの持ち込みが困難な状況である。このため、国内において外国人モニターを対象とした嗜好性調査を実施する。

2 業務内容

外国人モニターを対象にした嗜好性調査を2回（第1回：10～11月、第2回：1～2月）実施し、調査結果を取りまとめる。対象とする品目・品種は、第1回目は、ブドウ（シャインマスカット、クイーンニーナ、巨峰）、第2回目は、イチゴ（恋みのり、桃薫）及びカンキツ（みはや、愛媛果試28号（紅まどんな））とする。業務内容は下記のとおりとする。

（1）調査設計

- ・外国人モニターの募集
- ・アンケート用紙の作成

注：出身国で食べているブドウ、イチゴ、カンキツと食味、食感等を比較する設問とする。また、ブドウは皮無し（シャインマスカット）、皮有り（クイーンニーナ）、種無し（シャインマスカット、クイーンニーナ）、種有り（巨峰）について嗜好性を比較する。

（2）果実の調達

- ・上記の果実の調達（調達先については委託者と協議）。予定量が確保できない等の場合は、品種の変更も検討する。

（3）外国人モニターによる試食会の開催

- ・外国人モニターは、フランス人、ドイツ人、スペイン人、米国人とし、各30人とする。
- ・ブドウ、イチゴ、カンキツの食経験のある者を選定する。
- ・年齢、性別、滞在歴（日本での滞在歴が短い方が望ましい）についても考慮する。

- (4) 調査結果の取りまとめ  
・アンケート結果の集計・分析
- 3 実施期間  
契約締結日～令和6年3月15日
- 4 応募要件  
次の(1)から(3)までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とする。  
(1) 当該請負事業の内容について、事業実績を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員等を有していること。  
(2) 当該請負事業を円滑に遂行するために必要な管理能力を有し、かつ適切な経理処理が可能な体制を有していること。  
(3) 発注者が事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- 5 予算額  
900万円以内(税込み)
- 6 事業実施報告書  
請負者は、次のア及びイを事業実施期間終了日までに担当職員に提出すること。  
ア. 事業実施報告書(電磁的記録媒体) 1枚  
イ. 事業実施報告書(紙媒体) 3部  
※ 電磁的記録媒体については、ウイルスチェックを行った上で納入することとし、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを貼ること。
- 7 事業実施報告書等の提出先  
東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階  
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会
- 8 その他  
(1) 請負者は、提案書のとおり事業を実施すること。  
(2) 請負者は、契約締結後、速やかに、実施スケジュール及び実施体制を提出すること。  
(3) 請負者は、担当職員の求めに応じて途中経過を報告すること。  
(4) 本事業の実施に当たっては、日本国及び事業実施国の法令を遵守すること。  
(5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じ、又は業務の内容を変更する必要があるときは、JATAFFと協議を行うこと。